

[平成20年 決算審査特別委員会]-[09月26日-03号]-P. 168

◆青山圭一 委員 最後になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。3点についてお伺ひします。市バスにおける自動車事故については交通局長、市営住宅使用料についてまちづくり局長、砂田副市長、生田緑地ゴルフ場事業特別会計について環境局長、財政局長にそれぞれ一問一答方式でお伺ひいたします。

まず初めに、平成19年度川崎市自動車運送事業会計決算に関連して、市バスにおける自動車事故について交通局長にお伺ひいたします。市民の移動手段の一つとして大きな役割を担っているのが市バスであります。特に公営交通として安全運行がより求められます。安全運行に努めていても、残念ながら事故が発生してしまいます。

そこで、市バスの事故状況についてお伺ひします。本市、市バスにおける自動車事故についての過去数年間の件数、被害金額、再発者の数、個人別の再発回数と個人別被害金額の合計額——再発回数、被害金額の多いもののみで結構です——について伺ひます。また、事故に対する原因、対策、処分について、さらに、このような結果をどのように交通局長は受けとめているのかお伺ひいたします。

◎菅原久雄 交通局長 市バスにおける自動車事故についての御質問でございますが、初めに、自動車事故の実績についてでございますが、事故件数につきましては、平成17年度が79件、平成18年度が71件、平成19年度が85件となっております。このうち市バスに1%以上の責任がある有責事故につきましては、平成17年度が47件、平成18年度が45件、平成19年度が57件となっております。

次に、賠償金額につきましては、現在示談が成立しております事故が、平成17年度に関するものが1,471万円、平成18年度に関するものが2,271万円、平成19年度に関するものが1,071万円となっております。なお、平成19年度につきましては示談が調っていないものがありますので、他の年度よりも金額が少なくなっております。

次に、この3年間における事故で過去に事故を起こしたことがある者は54名でございます。次に、事故再発回数でございますが、入局以来の事故発生回数で10回の者が2名、8回の者が2名、7回の者が3名となっております。次に、賠償金額が多い者でございますが、事故6回で約3,240万円、事故4回で約2,200万円となっております。

次に、事故原因についてでございますが、そのほとんどが自動車接触事故と車内事故となっておりますことから、車線の変更、駐停車車両の追い越し等の際における安全確認の不足、車内のお客様への気配り、目配りの不足、前方車両の急停車や後方からの無理な追い抜きを予想した防衛運転の不徹底並びに交通渋滞や違法駐停車等の交通環境によるものもあると考えております。

次に、事故防止対策につきましては、平成18年10月に道路運送法等が改正され、経営トップから現場の職員に至るまで輸送の安全が最も重要であることを自覚して、運輸安全マネジメントに取り組むことが義務づけられました。市バスにおきましても、平成18年度から川崎市バス輸送安全対策推進組織を整備し、毎年度、輸送の安全に関する目標及び計画を策定してございまして、車内事故防止等の重点目標の周知徹底、安全教育及び安全研修、事故惹起者に対する安全運転指導教育、関係機関と連携した各種の事故防止キャンペーン、交通管理者等に対する交通環境の改善要望などに積極的に取り組んでおります。

次に、事故惹起者に対する処分につきましては、刑事罰や行政罰の有無、事故被害の程度、過失責任割合等を総合的に判断して処分を行うこととしております。これまでに信号見落としによる人身事故を起こした職員に処分を科した事例がございます。また、事故惹起者に対しましては、人事評価の際に減点の対象となり、給与にも反映することとしております。

次に、安全運行についての考え方でございますが、市バス事業は、毎日多数のお客様を目的地まで安全にお運びすることが第一の使命でありますので、このことを常に継続して交通局全職員に徹底させ、運輸安全マネジメントの完全な履行により安全・安心・快適なバス輸送サービスの提供に努めてまいりたいと存じます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 過去の事故件数は、平成17年度79件、平成18年度71件、平成19年度85件、賠償金額については、平成17年度1,471万円、平成18年度2,271万円、平成19年度はまだ示談中のところもあって1,071万円ということであります。また、過去に事故を起こしたことがある者はこの3年間で54名、さらに賠償金額が多い者は事故6回で約3,240万円、事故4回で約2,200万円ということであります。大変な金額にもなりますし、結構な事故がやはり起きているんだなということを改めて感じたわけであります。安全・安心・快適なバス輸送サービスに努めていくということでもありますので、少しでも事故が減るように取り組みをさらに強化していただきたいと思います。

次に、平成18年度から川崎市バス輸送安全対策推進組織を整備し、輸送の安全に関する目標及び計画を策定しておりますが、平成19年度の目標に対する実績について伺います。また、市バス運転手の市民への接遇や運転マナーに対する苦情が生じておりますが、内容、対策についても伺います。また、市バスの安全な運行と接遇の向上のため、時折実際にバスに乗車し、運転手の運転状況等を検証する機会を設けることも必要と考えますが、見解を伺いたいと思います。

◎菅原久雄 交通局長 市バスにおける自動車事故の実績と運転手に対する苦情についての御質問でございますが、初めに、市バスにおける自動車事故の平成19年度の目標といたしましては、有責事故の件数を38件以下とする目標に設定いたしました。結果といたしましては57件でございます。目標を達成することができませんでした。このことから、平成20年度の目標、取り組みにつきましては環境委員会で御報告申し上げ、また、市バスホームページに公表しておりますとおり、有責事故件数を平成19年度の目標と同様に38件以下とすることを定めまして、是が非でもこの目標を達成するために各種取り組みを強化、実施しているところでございます。

次に、市バス運転手への苦情、要望等についてでございますが、主な内容といたしましては、運転手の接遇や運転操作に関する事、バスをお待ちのお客様の見落としの御指摘等ございました。対策といたしまして、運転手に対して各種研修を行うとともに、実際に営業運行をしているバスに、これまでは本局職員等が乗車して添乗観察を実施し、その結果に基づいた個人指導を行うことにより業務遂行能力の向上を図ってきたところでございます。また、本年8月下旬から新たに外部機関に委託し添乗観察を行っておりまして、この観察結果につきましても同様に活用してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 答弁では有責事故の縮減を図るとのことです。また、本局職員による添乗観察に加え、外部委託による添乗観察も取り入れたとのことでもあります。ぜひこうした取り組みを生かし、事故の抑制、安全・安心・快適なバス運行に取り組んでいただきたいと思います。先ほどもこのバスについての市民からの苦情等々についていろいろ議論がありましたが、意見として申し上げたいと思いますが、市バス利用者の声を定期的に市民の方から聴取したり、市民モニターとして添乗観察を行うことも市民サービスの向上につながると考えますので、ぜひ御検討いただければと思います。

次に、平成19年度川崎市一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書において、市営住宅使用料の収入率の推移が記載されております。そこで、この市営住宅使用料についてまちづくり局長に伺います。過去5年間の市営住宅使用料の徴収率が年々低下しております。先般、債権対策室が設置され、滞納者に対する取り組みを強化していくようではありますが、何点か伺います。まず、平成19年度市営住宅使用料の滞納者数、滞納金額、1年未満、1年以上2年未満、2年以上3年未満、3年以上の区分別にお示しください。次に、それぞれどのような理由で支払いをしないのか、滞納理由の割合についても伺います。次に、どのような催促をこれまで行ってきたのか、また、年々徴収率が低下していることをどのようにとらえ、今後の対策をとっていくのか伺います。

◎篠崎伸一郎 まちづくり局長 市営住宅使用料についての御質問でございますが、まず、滞納者数及び滞納金額についてでございますが、平成19年度決算におきまして、滞納者数は2,215名、総額9億936万3,139円でございますが、その内訳は、滞納月数が1年未満の者が1,309名、滞納額が1億3,417万8,429円、1年以上2年未満の者が426名、2億419万8,790円、2年以上3年未満の者が220名、1億9,330万5,546円、3年以上の者が260名、3億7,768万374円となっております。

次に、滞納理由についてでございますが、滞納者に対する事情聴取を行っているところですが、それによりますと、疾病や収入減、親の介護、子どもの学費等さまざまな事情がございます。この割合についてでございますが、平成19年度に支払い計画書を提出した滞納者を分析したところでは、倒産や解雇などにより収入減となったことを理由に滞納したものが約41%、疾病等を理由に滞納したものが約27%、多重債務といった借金の返済や学費などに充てたことを理由に滞納したものが約17%となっております。

次に、滞納者に対する催促についてでございますが、まず、滞納が発生した場合は、川崎市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例に基づき督促状を発送し、その後も納入されない場合には、催告書の発送、電話による督促、自宅訪問、面接指導などを行っております。このうち、滞納額が多額で一括支払いが困難な者に対しては分割納入を認めて支払い計画を提出させるなど、納付指導を行っているところでございます。なお、指導を行っても改善が見られない場合には簡易裁判所において即決和解の手続を行いまして、滞納の解消を確約させております。さらに、和解内容の履行がなされなかった者に対しては、住宅明け渡しの強制執行を行ってまいりました。

次に、年々徴収率が低下していることにつきましては大きな問題であると認識しており

ます。今後も、公平性の観点や受益者負担の原則から、納付意識の低い入居者に対しては厳しい対応が必要と考えておりますので、自宅訪問や面接指導など、納付指導をさらに強化するとともに、納入意思のない悪質な滞納者に対しては強制執行など厳しい対応を図り、滞納解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 平成19年度の滞納者数は2,215人、滞納額は約9億936万円ということであり、これは1年未満で1,309人、約1億3,417万円、3年以上は260人で約3億7,768万円ということであり、本当に驚くばかりであります。この滞納者数、滞納金額をまちづくり局長はどのように受けとめているのか伺います。

次に、市営住宅使用料の滞納者に対して、電話による督促、自宅訪問、面接指導を行ったということですが、具体的に何件行ったのか伺います。次に、悪質な滞納者に強制執行を行ったということですが、その数についても伺います。また、今後の強制執行の予定についても伺います。最後に、平成19年度の滞納者2,215人のうち、市営住宅からの退去者の人数、滞納金額についても伺います。また、退去者に対する納付指導はどのように行われ、どのような成果が上がっているのかお伺いします。

◎篠崎伸一郎 まちづくり局長 市営住宅使用料についての御質問でございますが、まず、平成19年度決算における滞納者数、滞納金額については大変厳しい状況であると認識しております。

次に、市営住宅使用料の滞納者に対する指導件数等でございますが、電話による督促が延べ3,050件、自宅訪問が延べ6,153件、面接指導が延べ554件でございます。次に、強制執行については4件行ったところでございますが、今後とも悪質な滞納者に対しては引き続き厳しい対応を図ってまいります。次に、滞納がある退去者の人数と滞納額についてでございますが、平成19年度末で311人、1億1,333万3,295円となっております。

次に、退去者に対する納付指導などでございますが、退去時に支払い計画書を提出させ、納付書を転出先に送付するなどして納入指導を行っており、平成18年度末までに退去した滞納者が平成19年度中に納付した金額は1,340万8,552円となっております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 答弁では、電話による督促が3,050件、自宅訪問が延べ6,153件とのことであり、平成19年度の滞納者数が2,215人であり、単純に計算すると年間4回程度滞納者に催促をしているという形になります。徴収率が年々低下している現状において、先般徴収未済額の3割を圧縮する目標が設定されました。現在の体制で果たしてこの目標が達成できるのか、非常に疑問であります。特に多額の滞納をしていながら突然と退去してしまった方が平成19年度末で311人いるということですが、特に多額の滞納をしながら突然と退去してしまった人の所在はしっかり確認しているのでしょうか。このことについても伺います。徴収の専門家によるチームをさらに新たに編成し、マンパワーも充実させるべきであると考えますが、まちづくり局長の見解を伺います。

◎篠崎伸一郎 まちづくり局長 市営住宅使用料についての御質問でございますが、まず、

突然退去してしまった滞納者の住所の把握等についてでございますが、保証人や親族等に連絡をとるなど所在や連絡先の把握に努めておりますが、大変厳しい状況でございます。

次に、御提案のございました徴収の専門家によるチームの編成等についてでございますが、徴収実績の向上や徴収業務の効率化を図る一つの手法であると考えられますので、今後、そのような手法を含めまして効果的な対応策を検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 いろいろ検討していくということでありまして、最後に、砂田副市長に伺いたいと思います。この市営住宅使用料問題についてでありますけれども、今の体制で、年々人数は多少ふやしているようでありまして、徴収率はどんどん下がっていく。しかし、この徴収未済額の3割圧縮をするということを掲げているわけでありまして。事業局として一定の取り組みがされているわけでありまして、今申し上げたような徴収率の低下に歯どめがかからない。組織の体制の見直し等が必要と考えますが、担当副市長である砂田副市長に伺います。

◎砂田慎治 副市長 市営住宅使用料の滞納問題についての御質問でございますが、滞納債権対策につきましては、現在各局の局長をメンバーとする滞納債権対策会議を立ち上げ、全庁挙げて取り組みを進めているところでございます。30%の削減目標は、御指摘のように経済環境が悪化している中、非常に高いハードルであるということは認識しておりますが、決意を込めて設定をしたものでございます。したがって、この体制のもと関係局間における連携を密にしながら、民間事業者の活用や専門的なチームの編成など、可能で効果的な手法も検討する中で、目標の滞納債権の徴収に努め、今後とも負担の公平と健全な財政構造の構築を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆青山圭一 委員 しっかりお願いしたいと思います。平成19年度2,000人ほどの滞納者がいる中で311名、約1割がいなくなっちゃうんですね。事前のいろいろやりとりでやったんですけども、どうもこちらの退去した方の住所がわからないというようなことを言われているので、もうこれは取れないということになるわけですね。保育料のときは市長が先頭に立ってもらいましたが、市長はきょういないので言えないですけども、やっぱりしっかり——本当にやり方を考えたほうがいいと思いますね。（「そうだ」「副市長3人いるから大丈夫だ」と呼ぶ者あり）そういう声もありますから、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次に、平成19年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について環境局長に伺います。議案第129号、平成19年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について伺います。生田緑地ゴルフ場クラブハウスの建てかえについてであります。このクラブハウスについては昭和26年に建設がされ、既に約60年近く経過しております。今後のクラブハウスの建てかえスケジュールでは、平成20年度、すなわち今年度実施設計、平成21年度の工事着手、平成22年度の完成予定としておりますが、予定をされている工事費約10億円に対して財政措置をどのように考えているのか伺います。また、なぜこれまでクラブハウス建てかえの積立金を設立してこなかったのか、あわせて環境局長に伺

います。

◎鈴木純一 環境局長 クラブハウス建てかえについての御質問でございますが、建設費につきましては、その財源といたしまして市債を予定しているところでございます。御案内のとおり、川崎国際生田緑地ゴルフ場は、裁判の和解により平成4年1月に本市に返還されて以来、首都圏における貴重なパブリックゴルフ場として多くの皆様に御利用いただいておりますところでございます。しかしながら、ゴルフ場は生田緑地全体の約3割の面積を占めておりますことから、ゴルフ場の使用料につきましては、生田緑地全体の利用者の皆様に還元する方針に基づき、生田緑地ゴルフ場事業特別会計において用地取得等の償還が終了したことを契機として、平成15年度からクラブハウス建てかえの積み立てとしてではなく一般会計に繰り出しを行い、生田緑地の維持管理費用として活用してきたものでございます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 建設費については全額市債で賄うようではありますが、償還期間を何年と見込んでいるのか、また、利息も含めた支払い総額は幾らになるのか伺います。また、これまで、生田緑地ゴルフ場事業特別会計の収支によれば、直近の4年間だけでも約1億3,000万円から1億7,000万円の金額、4年間で約5億6,000万円をゴルフ場事業特別会計から一般会計に繰り戻しされています。そして、翌年度、一般会計に繰り戻された金額を生田緑地整備費として活用しております。私は、ゴルフ場事業特別会計から一般会計に繰り出しをして、翌年度生田緑地整備事業として活用するスキームについて一定の理解をしております。しかし、ゴルフ場のクラブハウスの改築という大規模事業に対して、ゴルフ場で得られた収益をこの事業のために全く積み立てることなく他の事業に使うことに疑問を感じます。現在の計画としてクラブハウスの建設費のすべてを市債で賄い、後年度にツケを回すスキームは常識的におかしいと考えます。

そこで、これからでも可能な方法の一つとして、例えば平成19年度ゴルフ場事業特別会計繰越金3億4,000万円余の金額を活用するなどの取り組みをすべきと考えますが、局長の見解を伺いたいと思います。

◎鈴木純一 環境局長 クラブハウス建てかえについての御質問でございますが、建てかえ計画におきましては、償還期間を20年とし、利息を含めた支払い総額は約15億700万円でございます。建設費の財源として市債を予定しておりますのは、将来の利用者にも建てかえの費用を負担していただくためでございます。これまでの利用者につきましては、繰越金を償還財源の一部に充当することで負担していただいて、全体として負担の平準化を図ろうとする考えによるものでございます。しかしながら、今後ゴルフ場の施設の大規模な改修計画に当たりましては、御指摘の積立基金の設立なども検討しながら取り組んでまいりたいと存じます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 償還期間を20年、利息を含めた支払い総額は約15億700万円とのものであります。約10億円の建物を借金をして1.5倍の約15億700万円を取得するスキームを環境局は検討しているようであります。繰り返しになりますが、収益事業を行っているにもか

かわらず、積立金を行ってこなかったわけであります。建物全額を市債で賄う手法は結果として市債残高の増加となります。建物取得に繰越金等を充当させ、後年度負担となる市債発行額は抑制すべきと考えますが、こちらについては財政局長に見解を伺いたいと思います。

◎浮揚庸夫 財政局長 クラブハウスの建てかえについての御質問でございますが、クラブハウスの建てかえに当たりましては、公営企業債でございます観光その他事業債を導入することとしておりますが、この地方債につきましては、地方財政法第6条に基づく公営企業会計であります生田緑地ゴルフ場事業特別会計において活用を図ることとしていところでございまして、建てかえ後のクラブハウスを利用される方々の負担をもってその建設費用を賄うことにつきましては、地方債制度における世代間の負担の公平化の趣旨にも合致するものと考えております。しかしながら、地方債の発行による元利払いがゴルフ場事業の運営に与える影響も考えられますことから、クラブハウスの建てかえに当たりましては、その事業規模、さらには財源としての起債や中長期的な動向を見据えた上での繰越金の活用など、総合的に勘案して、ゴルフ場事業が将来にわたり健全に経営されることが大変重要なことであると考えているところでございます。以上でございます。

◆青山圭一 委員 ぜひすべてを市債で、10億円という形で起債を起こすのではなく、もう少し総合的に考えていただいて取り組みをしていただきたい、こういうことを要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。